

本会議、委員会、議案勉強会の運営について

	本会議	委員会（委員研究会）	議案勉強会
出席議員（委員）	全員（マスク着用）	全員（マスク着用）	全員（マスク着用）
議席・座席	通常どおり	机と机の間をできるだけ離す。	執行部と対面形式（全員協議会同様）
執行部の出席	全員（マスク着用）	過密とならないよう座席数を減らし、最小限の出席を依頼する。（マスク着用） 座席が足りない場合は、同じ部の議案であっても審査を区切り、説明者等を入れ替える等の運用で対応する。 感染、濃厚接触により課長等が出席できない場合は、説明できる者で対応。	全員協議会の座席数とし、最小限の出席を依頼。（マスク着用） 座席が足りない場合は、同じ部の議案であっても説明を区切り、説明者等を入れ替える等の運用で対応する。 感染、濃厚接触により課長が出席できない場合は、説明できる者で対応。
会議の運営	議員、執行部ともにマスク着用のまま発言する。 おおむね1時間を目安に休憩を入れる。	審査を2委員会ずつ2日に分けて開催する。（第1会議室及び大会議室を使用する。） 議員、執行部ともにマスク着用のまま発言する。 こまめに休憩を入れる。	議員、執行部ともにマスク着用のまま発言する。 こまめに休憩を入れる。
一般質問	発言時間は、通常 60 分のところを 45 分とする。 新型コロナウイルス感染症に関する質問は、他の議員との内容の重複がないよう特に注意するなど、執行部にできるだけ配慮する。 新型コロナウイルス感染症に関する質問の通告は、質問事項や担当部署がわかる書き方とする。		

	本会議	委員会（委員研究会）	議案勉強会
傍聴者	発熱その他感染が疑われる症状がある場合は、傍聴の遠慮をお願いします。（検温計が必要な方は、傍聴ホールから事務局に電話していただく。） 一定の距離を置いた着席をお願いします。（座席が一定間隔となるよう使用不可等の貼り紙を設置する。） マスク着用、手指の消毒及び咳エチケット等の励行をお願いします。（傍聴ホールに消毒液を設置） 連絡先を含む傍聴名簿の記入をお願いします。 以上について、議会ホームページ、傍聴ロビーへの張り紙等で周知する。	発熱その他感染が疑われる症状がある場合は、傍聴の遠慮をお願いします。（検温計が必要な方は、事務局に申し出ていただく。） マスク着用の励行、手指の消毒及び氏名、住所、連絡先等の傍聴名簿の記入をお願いします。	発熱その他感染が疑われる症状がある場合は、傍聴の遠慮をお願いします。（検温計が必要な方は、事務局に申し出ていただく。） マスク着用の励行、手指の消毒及び氏名、住所、連絡先等の傍聴名簿の記入をお願いします。
記者	発熱その他感染が疑われる症状がある場合は、取材の遠慮をお願いします。 マスクの着用、手指の消毒及び社名、氏名、連絡先の記入をお願いします。（事前に記者室に依頼）	発熱その他感染が疑われる症状がある場合は、取材の遠慮をお願いします。 マスクの着用、手指の消毒及び社名、氏名、連絡先の記入をお願いします。（事前に記者室に依頼）	発熱その他感染が疑われる症状がある場合は、取材の遠慮をお願いします。 マスクの着用、手指の消毒及び社名、氏名、連絡先の記入をお願いします。（事前に記者室に依頼）
換気対策	議場出入口、傍聴席入口、傍聴ロビーの窓、大会議室の出入口及び窓を常時開放する。	出入口及び窓を常時開放する。	出入口及び窓を常時開放する。
消毒	議場入口に消毒液を設置する。 会議前、休憩時、散会後にマイク、演壇等を消毒する。	3階通路東西に消毒液を設置する。 委員会の前後にマイク、机等を消毒する。	大会議室入口に消毒液を設置する。 勉強会の前後にマイク、机等を消毒する。
その他	演壇、質問席に水差しを置かず、飲料水は各自で準備する。 臨場速記者の席の位置をを執行部席等に変更する。		

【参 考】これまでの決定事項

(1) 一般質問、議案質疑のヒアリング

過密にならない人数や換気に配慮して実施する。

また、第1～第4会議室及び大会議室についても、会議や準備等で使用中以外は、ヒアリング場所として開放する。

(2) 会派控室

各会派の責任により、市庁舎の換気対策に沿った換気を行う。

- ・共用部分の出入口の常時開放。
- ・少なくとも1日に4回（10時、12時、14時、16時）、10分程度の窓の開放。（厚生労働省が推奨する30分に1回、数分間の窓の開放を推奨。）

(3) 体調不良の場合

議員本人又は同居の家族に発熱その他、感染が疑われるような体調不良が見られる場合は、登庁前に事務局に連絡する。

(4) 行政視察

委員会及び会派の視察、他都市の視察受け入れは自粛中。